

仕 様 書

1. 業務名

令和6年度 移住定住プロモーション業務

2. 業務の目的

移住を考え始めた又は興味がある方々に対し、動画等を用いた Web 広告により、本市の認知度向上を図る。また、本市の魅力や住みやすさを PR した移住パンフレットを作成し、移住希望者や移住相談会等で広く配布することで、本市への移住相談者や移住者の増加を図ることを目的とする。

3. メインターゲット

都市圏に居住し、地方への移住を考え始めた又は興味がある 20～40 代の若者、子育て世代をメインターゲットとするが、移住を検討している全ての層へ配慮すること。

4. 委託期間

契約締結の日から令和7年3月28日まで

5. 業務内容

6. 仕様に係る次の業務を行う。業務実施に当たっては、専門業者として高いクオリティで丁寧を実施すること。

なお、本業務には、交通費、宿泊費、通信費等の業務に関わる必要経費の一切を含むものとする。

(1) 素材収集

情報収集、取材（調整を含む）、写真撮影（撮影費、モデル費用を含む）等

本業務に使用する素材は、原則、現地で新たに撮影するものとするが、必要であれば市または受託者が保有している素材を使用できるものとし、受託者の費用負担で第三者から購入することも可とする。

(2) 企画構成

企画、台割立案、レイアウト、デザイン等

(3) 作成

原稿、マップ、BGM、ナレーション、テロップ等の作成、点検、校正等

校正は市が校了と判断するまで行うものとする。

(4) 制作・編集

印刷、製本、動画制作、編集等

(5) その他

打合せ、中間報告、校正会議等

6. 仕様

(1) 移住定住パンフレット制作業務

① 規格

誌面サイズ、ページ数、紙質、印刷・製本方法などは問わない。

ただし、気軽に手に取りやすく持ち運びしやすいものとする。また、何度も読み返すことが可能な紙質を使用すること。

② 部数

1,000 部程度

③ 概要

市の紹介（概要）、位置や距離関係が分かりやすい市全域のマップ、アクセス情報、移住支援制度、子育て支援制度、仕事の情報（企業情報、起業支援等）、移住に関する Q&A、移住のプロセス・チェックリストは必ず掲載すること。その他の掲載内容は、受託者の提案を受けた上で、協議するものとする。

思わず手に取り、持ち帰りたくなるような工夫を施すこと。また、受託者独自の効果的な手法やデザイン、構成を取り入れた個性のある内容とすること。

(2) 移住定住プロモーション動画制作業務

① 本数

2 本（本編及びダイジェスト版各 1 本）

② 時間

本編：2 分程度、ダイジェスト版：15～30 秒程度

③ 概要

玉野市にある地域資源や魅力を最大限活用し、ターゲットや本市を知らない人が「行ってみたい」「住んでみたい」と思い、本市での暮らしをイメージできる内容であること。

年間を通した移住相談会等で使用でき、次年度以降も継続して使用できる内容であること。

パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末でも鮮明な画質で閲覧できるようにすること。

(3) Web 広告業務

① 広告配信時期

受託者の提案を受けた上で、協議するものとする。

② 媒体

最適と考えられる媒体を選定すること（複数の組み合わせも可）。

③ 概要

（２）で制作した動画等を用い、表示数や遷移数の目標値を設定した上で、ターゲットに対する効果的な Web 広告を行うこと。

遷移先は市移住ポータルサイト内又は市が指定するページとする。

また、定期的に集計・分析を行い、必要に応じて改善を行うこと。

（４）その他独自提案

上記（１）～（３）と連動し、本業務の目的を達成するために有益と考えられる独自提案がある場合には、企画提案を可能とする。ただし、実施に要する経費は事業費に含むものとする。

提案する場合には、提案理由や内容、手段等を具体的に示すこと。

7. 事業費

4, 0 9 0 千円（消費税及び地方消費税を含む）

8. 成果品

（１）提出物

②～⑤のデータについては、DVD ディスクで納品すること。

① 実績報告書（PDF データ）

② 移住定住パンフレット及びデータ（PDF データ及び再編集可能なデータ）

③ 移住定住プロモーション動画（MP4 データ）

④ 作成に当たり使用した写真や画像、イラスト等のデータ

⑤ その他 PR コンテンツデータ（Web 広告や独自提案で制作した場合）

（２）提出場所

玉野市政策部総合政策課 移住定住推進室

（３）提出期限

②及び③ … 令和 6 年 10 月 11 日

①、④及び⑤ … 令和 7 年 3 月 28 日

9. 成果品の著作権等

（１）本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、本市に帰属するものとし、その利用及び再編集は本市において自由に行うことができるものとする。

（２）本業務の成果品は、映像・画像・音楽等の著作権等の一切の処理を済ませた上で納品

すること。納品後に著作権等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、本市はその責任を負わない。

10. 留意事項

- (1) プロモーションにおける重要事項は玉野市と協議のうえ、最終決定すること。
- (2) 受注者は、本市担当者と緊密な連携により十分な打ち合わせを行うとともに、打合せ内容の議事録を作成し、市へ進捗状況を報告するものとする。
- (3) 受注者は、本業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。
- (4) 玉野市及び玉野市が認めた第三者が玉野市への移住を広く PR することを目的に、成果物を二次使用する場合がある。
- (5) 受注者の契約不適合責任期間は契約満了日から1年とし、成果品に不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。
- (6) 本業務の遂行に伴う費用は、原則として全て受注者の負担とする。
- (7) 受注者は、本業務の実施に当たって知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とする。

11. その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。